

低圧需要側の託送等申込みについて



2025年9月18日/9月22日
東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター



<2024年度説明会資料からの変更内容>

【変更箇所】

(旧P.16)

「「移転ご確認のお願い」メールへの返信等に関するお願い」について
小売電気事業者さまのご協力による返信の定着化により削除

(P7)

「低圧需要側にかかわる託送供給等申込みについて（3 / 3）」について
弊社ホームページの更新に伴い、画面遷移を一部訂正

(P21~P22)

「需要者情報変更申込みにおける注意事項」の追加

(1) 託送供給等申込みの概要	
・ 託送供給等申込みの流れについて	P.4
・ 低圧需要側にかかわる託送供給等申込みについて	P.5
(2) スイッチング支援システムを用いた託送異動申込みについて	
・ スイッチング申込みについて	P.9
・ 再点申込みについて	P.11
・ スイッチングおよび再点申込みにおける注意事項	P.12
・ 再点申込みにおける注意事項	P.14
・ ご契約中の供給地点に再点申込みがあった場合の廃止確認連絡について	P.15
・ 廃止（撤去）申込みについて	P.16
・ 廃止（撤去）申込みにおける注意事項	P.17
・ アンペア変更申込みにおける注意事項	P.19
・ 立会い等の個別連絡をいただいている場合の注意事項	P.20
・ 需要者情報変更申込みにおける注意事項	P.21
(3) スイッチング支援システム対象外の申込みについて	
・ 実量契約への切替に伴うアンペアブレーカーの撤去申込みについて	P.24
・ 実量契約への切替に伴うアンペアブレーカー撤去申込書送付時の注意事項	P.25
・ スイッチング支援システムで訂正・取消ができない場合について	P.26
・ 申込内容の変更・取消依頼書を送付する際の注意事項	P.27
・ 31日以上遡及する再点の申込みについて	P.29
(4) その他	
・ 受付時間外に申込みをした場合の電話連絡について	P.33

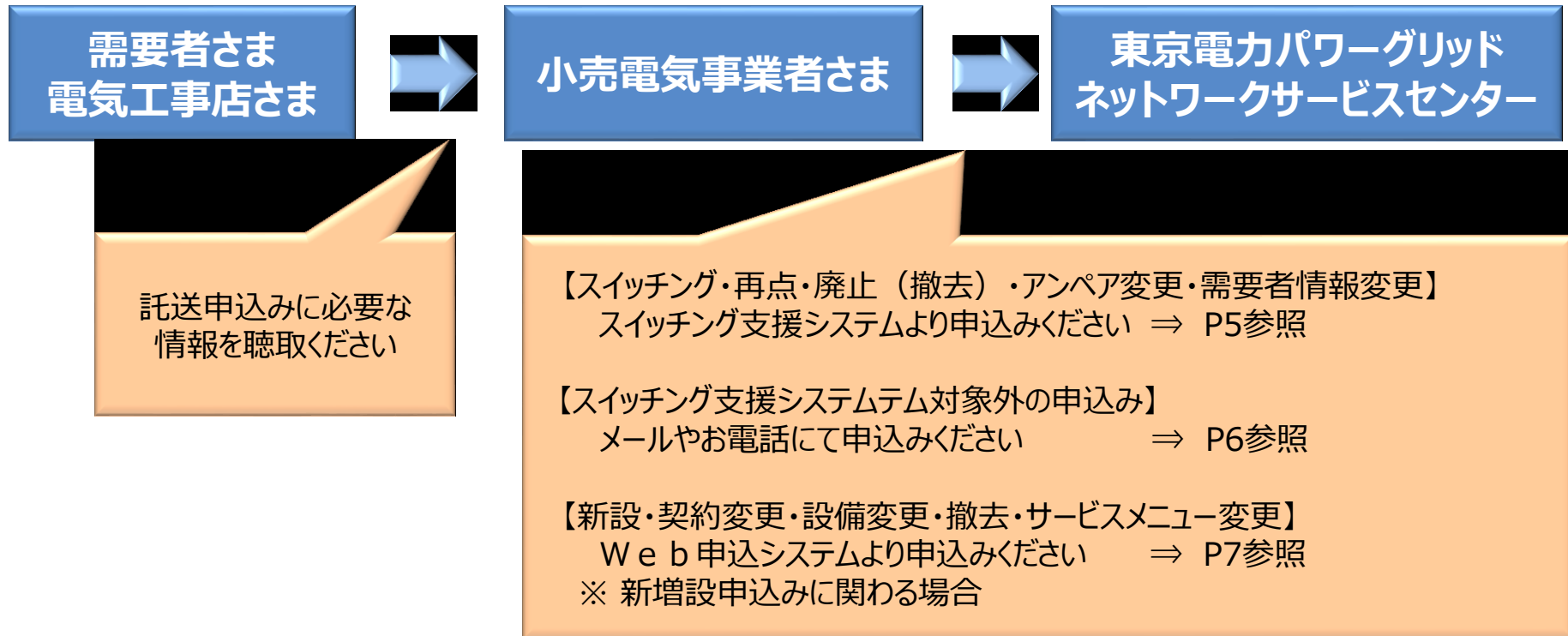


(1) 託送供給等申込みの概要

託送供給等申込みの流れについて（低圧需要側）



- 需要者さま（電気工事店さま）からの申出にもとづき、小売電気事業者さまより託送供給申込みを行ってください。



低圧需要側にかかわる託送供給等申込みについて（1 / 3）



- 以下の申込種別については、**スイッチング支援システム**より申込みください。

申込種別	申込内容
スイッチング	供給する小売電気事業者さまが変更となる場合
再点	現在廃止中の需要場所について、電気の使用を開始する場合
廃止	現在供給中の需要場所について、電気の使用を停止する場合（原則、供給設備は残置いたします）
撤去	建物の解体等にともない、弊社供給設備の取り外しが必要な場合 ※ 新增設申込みにかかわらない場合
アンペア変更	現在アンペアブレーカー契約である需要者さまが、契約電流を変更する場合
需要者情報変更	供給中の需要場所に関わる需要者さまの情報を変更する場合

低圧需要側にかかわる託送供給等申込みについて（２／３）



- スwitchング支援システム対象外の申込みにつきましては、メールや電話にて申込みください。

[申込様式掲載場所]

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/overview.html>

新設・契約変更・設備変更に関するお申込み >	スイッチング（供給者変更）に関するお申込み >
再点・廃止・撤去・プランバリエーション変更に関するお申込み >	

当社所定お申込み様式

参考資料

- ・低圧需要側の託送異動申込みについて (1.9/MB)
- ・低圧需要側の新增設申込みについて (2.0/MB)
- ・低圧需要側の申込書類について (0.9KB)

関連情報

接続供給基本契約申込み（需要（ランシング）グループ変更）に関するお申込みについて (76KB)



名前	種類	圧縮サイズ
☐ 01_申込変更・取消依頼書.xls	XLS ファイル	16 KB
☐ 02_SB撤去申込書.xls	XLS ファイル	21 KB
☐ 03_集合住宅（低圧用）容量一覧表.xls	XLS ファイル	22 KB
☐ 04_組合せ計器（低圧変流器）取付状況確認票.xls	XLS ファイル	205 KB
☐ 05_引込線・計器工事設計書.xls	XLS ファイル	38 KB
☐ 06_特例区域等および需要場所間の電力融通に適用に関する確認書（5G反映）.xlsx	XLSX ファイル	49 KB

低圧需要側にかかわる託送供給等申込みについて（3 / 3）



■ 以下の申込種別については、**Web申込システム**より申込みください。

※ 新增設申込みに関わる場合

申込種別	申込内容
新設	電気の供給にあたって新たに弊社供給設備を施設する場合
契約変更	契約容量や契約決定方法等を変更する場合および変更にともない弊社供給設備の工事が必要となる場合
設備変更	契約変更によらず弊社供給設備の工事が必要となる場合（逆潮流が発生しない発電設備の変更がある場合を含む）
撤去	「新設」「契約変更」「設備変更」に関連した建物の解体等や臨時接続送電サービスメニューの使用期間終了にともない弊社供給設備の取外しが必要な場合
サービスメニュー変更	弊社供給設備の工事がなく接続送電サービスメニューのみ変更となる場合



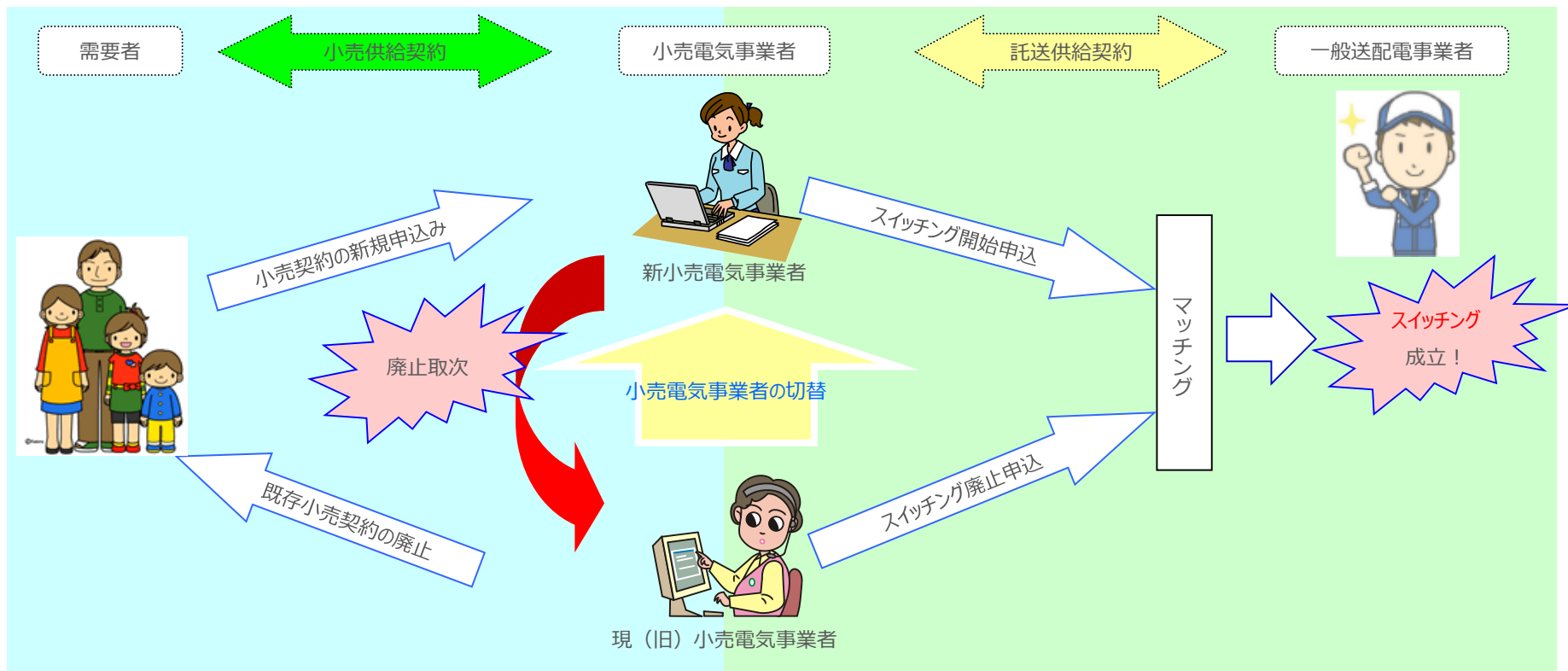
（２）スイッチング支援システムを用いた託送異動申込みについて

スイッチング申込みについて（1 / 2）



需要者が同一地点において電気使用を継続する状態で、電力を供給する小売電気事業者を切り替えることをスイッチングといいます。新たに供給を開始する新小売電気事業者と既存の契約を廃止する現（旧）小売電気事業者双方が契約手続きを円滑に実施することが求められ、双方の託送契約上の「スイッチング開始申込」と「スイッチング廃止申込」が揃う（マッチングといいます）と、スイッチング成立となります。

＜参考：スイッチングのイメージ＞



なお、需要者のスイッチングに係る諸手続きの負担軽減のため、新小売電気事業者が需要者に代わって現（旧）小売電気事業者へスイッチング支援システムを通じて廃止取次の申出ができます。

出典：電力広域的運営推進機関スイッチング支援システム取扱マニュアル《スイッチング》

スイッチング申込みについて（2 / 2）



■ 標準処理期間は、以下のとおりです。

（1）マッチングについて

新小売電気事業者さまからの「スイッチング開始申込」と、現（旧）小売電気事業者さまからの「スイッチング廃止申込」を突き合わせする処理を「マッチング」といいます。マッチングができた日を起算日として、弊社はスイッチングに必要な工程を進めます。

スイッチング開始日とスイッチング廃止日が相違する場合、原則スイッチング開始日を優先いたします。

（2）スイッチングに要する標準的な日数について

スイッチングに要する標準処理期間については、計器取替や弊社の手続きに関する期間を考慮して以下のとおり申込みをお願いいたします。

取替工事要否	標準処理期間	スイッチング処理期間
工事が必要	マッチング日 + 8 営業日 + 2 暦日	原則、標準処理期間満了日以降の、次回または次々回検針日を選択してください。ただし、需要者が希望する場合は検針日以外も選択可能ですが、可能な限りご協力をお願いいたします。
工事が不要	マッチング日 + 1 営業日 + 2 暦日	標準処理期間満了日以降の日を選択してください。

（3）マッチング不成立について

「スイッチング開始申込」と「スイッチング廃止申込」双方の申込みが弊社になされ、「マッチング」することで「スイッチング」にかかわる手続きが行われます。したがって、スイッチング希望日より起算した標準処理期間を確保した日（以下、「マッチング期限日」といいます。）までに「スイッチング開始申込」もしくは「スイッチング廃止申込」がなされなかった場合は、マッチング不成立となります。その場合は、先だって申込みされていた「スイッチング開始申込」もしくは「スイッチング廃止申込」の申込み自体の取消を行い、その旨を小売電気事業者さまへお知らせいたします。

出典：電力広域的運営推進機関 スwitching支援システム取扱マニュアル《スイッチング》をもとに作成

再点申込みについて



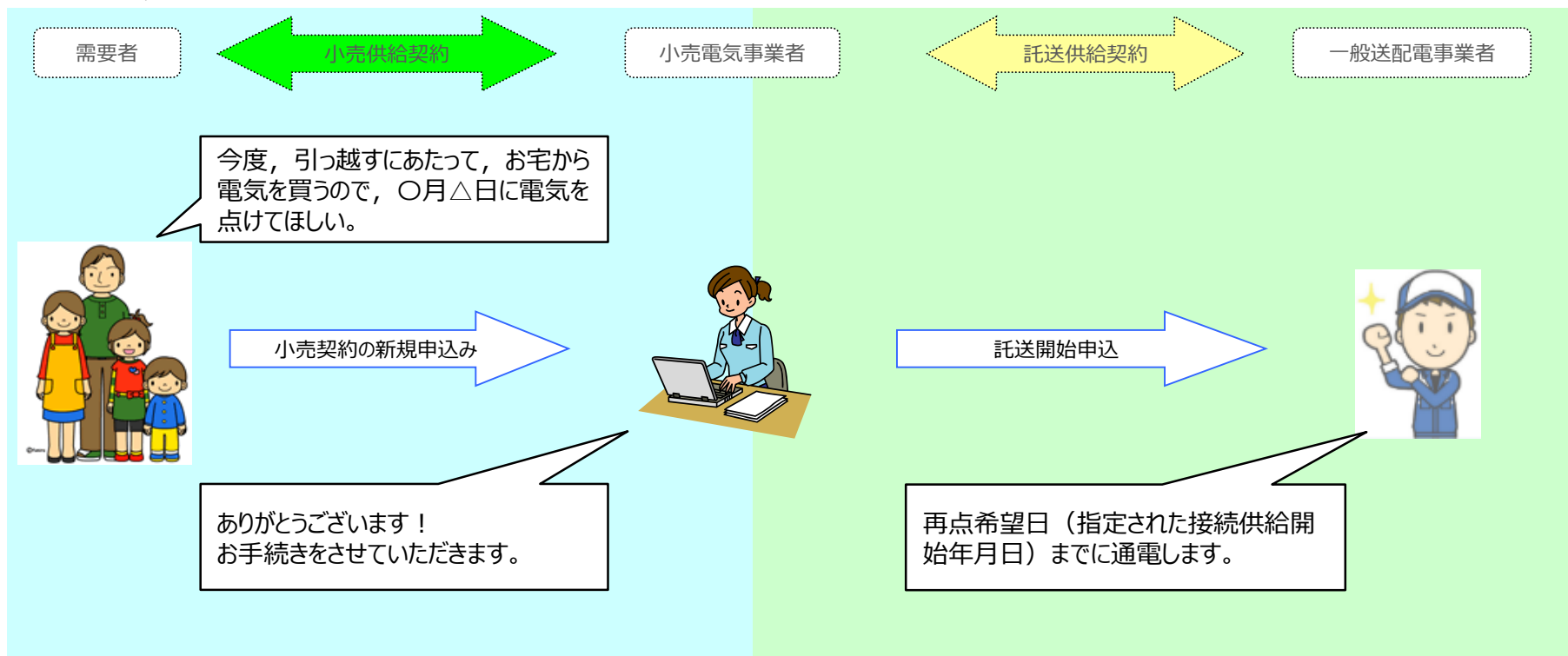
(1) 再点の定義

需要者のご入居等による新規契約にともない、止めてあった電気を再び使えるようにすることを『再点』といいます。

スイッチング支援システムでは、屋内配線工事をともなわない再点を申込対象としています。このため、再点と同時に屋内配線工事がともなう場合は、新設や増設等に準じた申込みが必要となります。また、「アンペア変更」についてはスイッチング支援システムでの申込みが可能ですので、再点と併せて同日付けのアンペア変更を行う場合は、再点申込後にアンペア変更申込みを行ってください。

なお、需要者が同一供給地点において電気使用を継続する状態で、電力を供給する小売電気事業者を切り替える場合は『スイッチング』となります。

<参考：再点のイメージ>



出典：電力広域的運営推進機関スイッチング支援システム取扱マニュアル《再点》をもとに作成

スイッチングおよび再点申込みににおける注意事項（1 / 2）



■ スwitching・再点申込みは、以下の点にご注意ください。

（1）供給地点の確認について

- ・ スwitching支援システムの設備情報照会機能により、供給地点特定番号をご確認ください。
- ・ 設備情報照会で不明の場合は、供給地点特定番号照会Web申込にてお問い合わせください。

＜東京電力パワーグリッドHP-供給者変更のお手続き-小売電気事業者さま向け電気の供給者変更の具体的なお手続き＞

<http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/liberalization/kyoukyusya/change/retail/>

（2）現地に複数契約がある場合

現地に複数契約がある場合（電灯・動力等）で、いずれの契約もswitchingまたは再点を希望する場合は、すべてについてswitching申込みまたは再点申込みを行ってください。なお、switching申込みまたは再点申込みのない関連契約については、switchingや再点は実施されません。

（3）契約決定方法の変更について

switching支援システム申込対象外の変更（実量契約→アンペアブレーカー契約等）については、別途、Web申込システムから契約変更を申込みください。「switching開始申込」および「switching廃止申込」については、switching支援システムから申込みください。



■ スwitching・再点申込みは、以下の点にご注意ください。

（４）実量契約への切り替えにともなうアンペアブレーカーの扱いについて

- スwitchingまたは再点にあわせて実量契約への切り替えを希望される場合は、スイッチング支援システムからのスイッチング開始申込みまたは再点申込みにて変更が可能です。
- 弊社は原則としてアンペアブレーカーを残置いたします。なお、計量器の電流制限機能を設定している場合は設定を継続いたします。
- アンペアブレーカーの撤去、計量器の電流制限機能の解除を希望される場合は、メールにて申込みください（スイッチング支援システムから申込みできません）。
- 不在等で作業ができなかった場合は、改めて申込みをお願いいたします。



■ 再点申込みでは、以下の点にご注意のうえ申込みください。

(1) 不在送電時の注意喚起について

需要者さまが不在送電を希望する場合は、火災防止や機器故障対策のため、ブレーカーを「切」にしておく必要があること、それが不可であれば、過熱する電気製品等の電源OFFを行う必要があることを需要者さまに必ず注意喚起してください。

(2) 再点日当日の申込みについて

- ・ お急ぎで通電作業をご希望の場合は、小売電気事業者さまから弊社へご連絡をいただいておりますが、2020年4月の弊社託送業務システムの変更により、受付時間内は弊社への電話連絡が不要となっております。
- ・ 受付時間外にお急ぎで通電作業をご希望の場合は、従来どおり弊社まで電話連絡をお願いいたします。

(3) 供給地点を間違えて再点申込みを行った場合の手続きについて

受付工程に応じて、次のとおりご対応をお願いいたします。

a. 受付工程が「申込処理中」、または「契約中に再点申込あり」の場合

スイッチング支援システムから取消申込みをお願いいたします。なお、取消申込みができない場合は弊社までご連絡をお願いいたします。

b. 受付工程が「処理完了」の場合

弊社にて廃止申込みの可否についてご案内いたしますので、必ずご連絡をお願いいたします。

ご契約中の供給地点に再点申込みがあった場合の廃止確認連絡について



- ご契約中の供給地点に対して、他の小売電気事業者さまから再点申込みがあった場合、現小売電気事業者さまへ廃止申込みの可否確認メール（件名：【低圧】移転ご確認のお願い）を「nsc-moushikomit7@tepcoco.jp」から再点申込みごとにお送りいたします。なお、スイッチング支援システムの受付工程は「契約中に再点申込あり」となります。

<廃止確認の流れ>



再点申込みごとにメールをお送りいたしますので、需要者さまへご契約の継続についてご確認いただき返信をお願いいたします。

廃止（撤去）申込みについて



(1) 廃止の定義

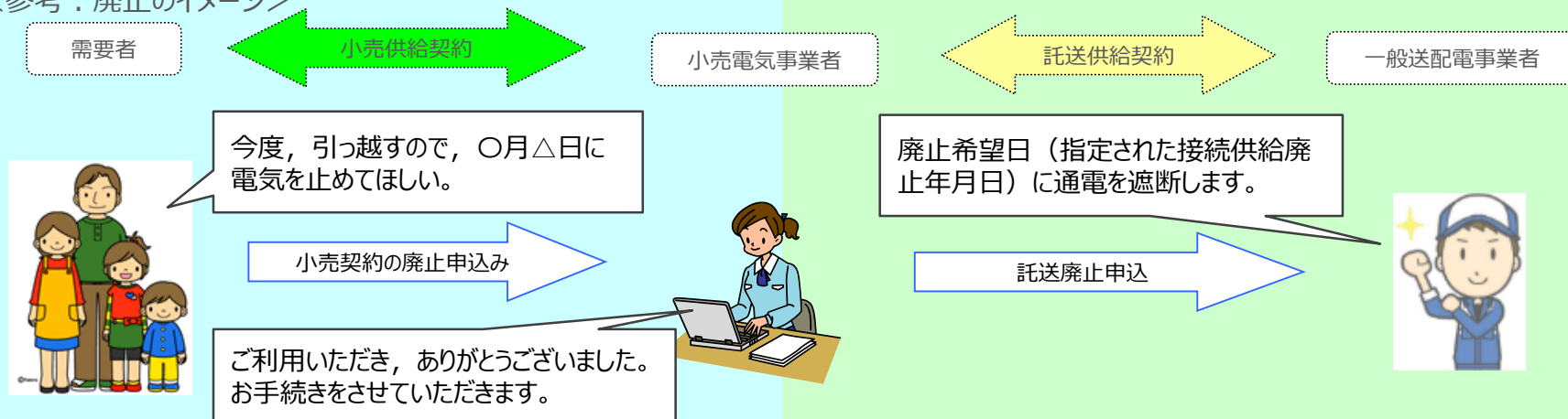
需要者の転居等に伴い、電気の使用を停止することを「廃止」といいます。『廃止』には、需要者申出によるものと小売電気事業者申出によるものと2パターンがあります。

需要者申出による場合においては、アパート等で再び電気が使用されるケースに備えて、供給設備を残した状態にする場合と家屋の取壊し等に併せて供給設備を撤去する場合がありますので、どちらに該当するか確認し、廃止入力画面の項目を正しく反映することが必要です。

小売電気事業者申出による場合とは、未収等による小売契約解約に伴うものです。

なお、需要者が同一供給地点において電気使用を継続する状態で、電力を供給する小売電気事業者を切り替える場合は『スイッチング』となります。

<参考：廃止のイメージ>



【廃止申込の指定可能期間】

・「廃止申込」に際しては、原則、廃止希望日の前日までに廃止申込が必要となります。スイッチング支援システムでの接続供給廃止年月日（廃止希望日）の指定可能期間は、「申込処理日+31暦日」までとなっています。なお、再点と異なり遡及申込はできません。

・小売電気事業者申出による「廃止申込」に際しては、廃止希望日の10日前までに廃止申込みが必要となります。

出典：電力広域的運営推進機関スイッチング支援システム取扱マニュアル《廃止》をもとに作成

廃止（撤去）申込みにおける注意事項（1 / 2）



■ 廃止（撤去）申込みでは、以下の点にご注意のうえ申込みください。

（1）廃止時の注意喚起について

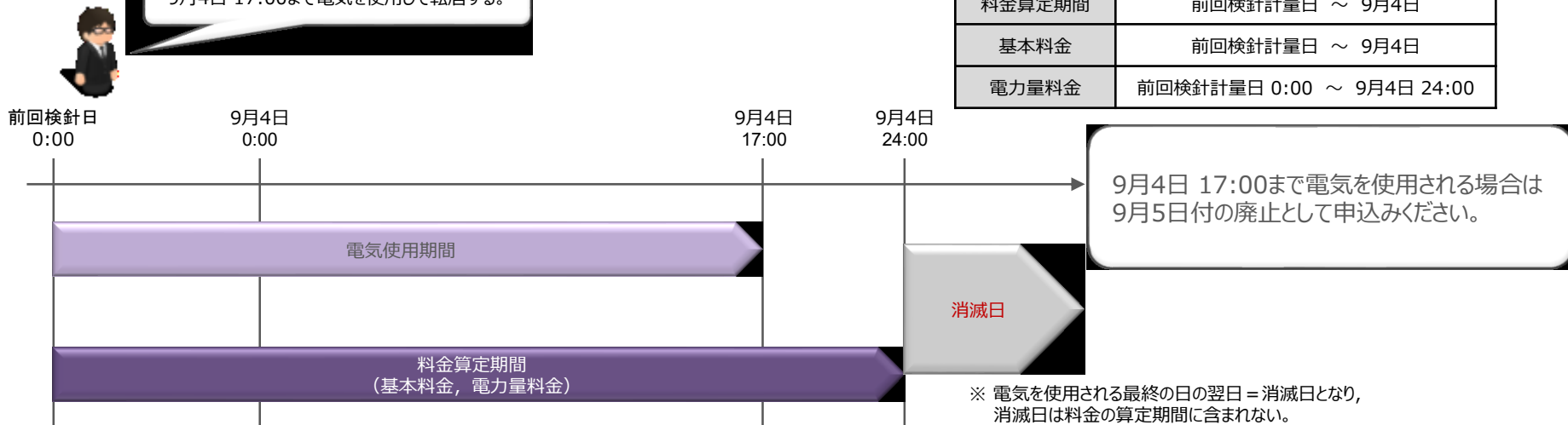
需要者さまが退去する前に、電気設備保安の観点から、SB、契約主開閉器または漏電遮断器を「切」にするよう、必ず需要者さまに依頼してください。

（2）廃止年月日の考え方について

東京電力エリアにおいては、最終使用日の翌日を接続供給廃止年月日として申込みをお願いいたします。

なお、接続供給廃止年月日を誤って最終使用日として申込みすると、需要者さまが使用中に通電遮断（送電停止）してしまう場合があるため、入力に際しては十分ご注意ください。

9月4日 17:00まで電気を使用して転居する。



廃止（撤去）申込みにおける注意事項（２／２）



■ 廃止（撤去）申込みでは、以下の点にご注意のうえ申込みください。

（３）廃止申込みにともなう現場作業

- ・ 廃止申込み受付にあわせて、弊社は自動で作業指示を行い、通電遮断（送電停止）を行います。
- ・ 廃止日以降で送電継続を希望される場合は、接続供給廃止日と同日の接続供給開始日で再点申込みを行ってください。

（４）同一需要場所に発電側の契約がある場合

同一需要場所に発電側の契約がある場合、需要側の契約のみを廃止にすることはできません。需要側の廃止にあわせて、発電側の廃止もご確認ください。

（５）廃止（撤去）の申込み期限

廃止理由が需要者申出の場合は、申込み廃止日の前日（電気の最終使用日）までに申込みをお願いいたします（廃止日は過去に遡ることはできないためご注意ください）。

（６）撤去工事にかかる日数の確保

- ・ 設備撤去では工事日調整を行うことがありますので、一週間前を目途に申込みいただきますようご協力をお願いいたします。
- ・ 廃止申込みの「建物解体（設備撤去）有無」項目において「あり」を選択した場合、原則として弊社供給設備を撤去いたします。
- ・ 建物解体日の直前に申込みをいただいた場合、解体予定日までに撤去工事ができない可能性があります。

アンペア変更申込みににおける注意事項



■ アンペア変更申込みでは、以下の点にご注意のうえ申込みください。

■ 遠隔操作が可能な場合の作業について

スマートメーターが設置済で、SB未取付であり、計器SB機能の設定がある地点については現地での作業が不要（操作での作業が可能）であるため、需要者さまへの作業連絡は行いません。

ただし、遠隔通信エラーや需要者さまの設備状況等により現地立会いが必要になるケースがありますので、需要者さまには「作業が必要になる場合のみ東京電力パワーグリッドから連絡がある」とお伝えください。

立会い等の個別連絡をいただいている場合の注意事項

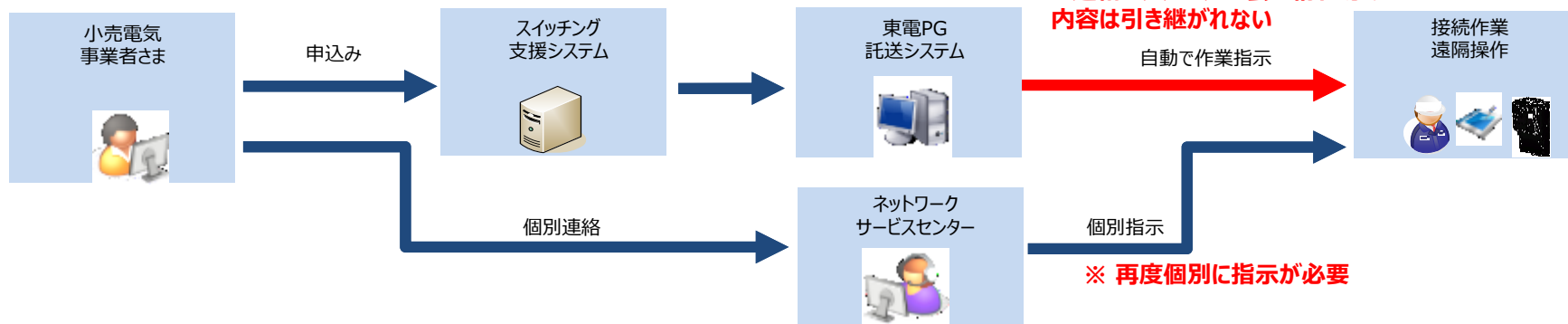


- 個別連絡をいただいている申込みを訂正する場合、以下の点にご注意願います。

電話やメールにて立会者等の個別のご連絡をいただいた以降に申込み内容を訂正した場合は、ご連絡いただいた個別の内容は引き継がれません。

再度個別の作業指示が必要になることから、あらためて弊社までご連絡をお願いいたします。

■ 訂正申込み時の流れ



需要者情報変更申込みににおける注意事項（1 / 2）



■ 需要者情報変更申込みでは、以下の点にご留意ください。

✓ **変更の必要がない項目※については、入力または選択をする必要はありません。**

（電力広域的運営推進機関「スイッチング支援システム取扱マニュアル（需要者情報変更）」P.7記載）

※ 特に、「供給地点情報」の「住所」「建物名」に変更がない場合は、未入力（空欄）とし、変更が必要な「需要者情報」「連絡先情報」の項目のみ、申込みをお願いいたします。

<申込画面>

需要者情報変更申込画面

① 需要者情報
(需要者名・需要者電話番号)



② 供給地点情報
(郵便番号・住所・建物名)

②に変更がない場合は、
入力不要です。



③ 連絡先情報
(連絡先氏名・連絡先電話番号)



④ 連絡先情報
(連絡先郵便番号・連絡先住所・
連絡先建物名)

<変更後>

郵便番号：
(半角数字)

住所：(全角・60桁)

建物名：
(36桁)

変更が必要な場合、
「住所」の入力項目と
「建物名」(・棟番号・部屋番号)の
入力項目は別(枠)です

需要者情報変更申込みににおける注意事項（2 / 2）



- 「供給地点情報」の「住所」「建物名」に変更がある場合，入力パターン①②⑤で申込みをお願いいたします。

住所についてはA～I いずれかでご入力いただくと，受付工程が「処理完了」へ遷移します。

入力パターン	郵便番号	住所	建物名	受付工程
①	入力あり	入力あり	－	処理完了
②	入力あり	入力あり	入力あり	処理完了
③	入力あり	－	－	申込処理中
④	－	入力あり	－	申込処理中
⑤	－	－	入力あり	処理完了

入力なし＝「－」

<丁目表記>

A	△△町○丁目○番○号
B	△△町○丁目○番（英数字）
C	△△町○丁目○－○
D	△△町○丁目○－Aや数字
E	△△町○－○－○

<番地表記>

F	△△町○番○号
G	△△町○番
H	△△町○－○－○
I	△△町○－○

入力パターン「③（郵便番号のみ）」、「④（住所のみ）」の場合は，郵便番号と住所の整合性が保証されないため，受付工程が「申込処理中」となります。また，「郵便番号」「住所」ともに入力がある場合（①②）でも，整合性がない場合は同様です。

<例>

郵便番号：182-0006（誤）

住所：東京都調布市東つつじが丘

※正しくは「182-0005」であるため，

受付工程は「申込処理中」となります



（３）スイッチング支援システム対象外の申込みについて

実量契約への切替に伴うアンペアブレーカーの撤去申込みについて



- SBの撤去（計器SB機能の解除含む）を希望される場合は、弊社ネットワークサービスセンターへメールにてご連絡ください。
- 「実量契約への切替に伴うアンペアブレーカー撤去申込書」を弊社ホームページよりダウンロードしていただき、メールアドレス「nsc-moushikomit1@tepcoco.jp」へ送付ください。
- 訪問可能時間帯は9時から17時までとなります。
- 現地の宅内設備を確認するため、需要者さまの立会いが必要となります。
- 当日の作業依頼ならびに受付時間終了間際の翌日の作業依頼については、ネットワークサービスセンターまで事前にご連絡ください。

東京電力パワーグリッド株式会社様へ
実量契約への切替に伴うアンペアブレーカー撤去申込書

下記欄を記入し、アンペアブレーカーの撤去またはスタートメーターの設置時間機能の解除をお願いします。

1. 申込者情報

小売電気事業者名	小売電気事業者コード
担当者	
連絡先電話番号	

2. 申込明細

作業希望日	
希望時間帯	(選択して下さい)
決起地点特定番号	
郵便番号	
住 所	
建 物 名	
需要者名(カナ)	
需要者名(漢字)	
需要者の電話番号	(選択して下さい)

3. ご連絡先明細

ご連絡先	□上記明細と異なる場合は、タイプは入力せず、以下を入力
郵便番号	
住 所	
建 物 名	
連絡先氏名(カナ)	
連絡先氏名(漢字)	
連絡先電話番号	(選択して下さい)

特記事項

※申込書と関係する一括送付電気事業者は、撤去作業等の申込みおよび実施に際して適切な確認を、必要に応じて実施する旨を明記してください。

書式は弊社ホームページよりダウンロードください。



■ 実量契約への切替に伴うアンペアブレーカー撤去申込書（以下，SB撤去申込書）をメール送付時は，以下の点にご注意ください。

- SB撤去申込書は，弊社所定様式のExcel形式で送付をお願いします。
- SB撤去申込書は，1地点につき1枚の申込書で依頼をお願いします。
- 現地訪問時のご連絡先電話番号にお間違いがないか確認をお願いします。
- 新たなアンペア数の設定は受付しておりません。
- 実量契約からアンペアブレーカー契約への変更をご希望の場合は，Web申込システムから契約変更を申込みください。

スイッチング支援システムで訂正・取消ができない場合について



- 受付工程が進んだ等により、スイッチング支援システムでの訂正または取消ができない場合は、弊社ネットワークサービスセンターへメールにてご連絡ください。
- 申込内容の変更・取消依頼書を弊社ホームページよりダウンロードしていただき、メールアドレス「nsc-moushikomit1@tepcoco.jp」へご送付ください。
- 受付時間は土日祝日年末年始を除く9時から17時までとなります。
- 緊急のご用件の場合は、ネットワークサービスセンターまで事前にご連絡ください。
- 変更・取消をする申込番号を申込内容一覧照会でご確認いただきご記載ください。

東京電力パワーグリッド株式会社御中 年 月 日

申込内容の変更・取消依頼書

下記申込みについて、内容の変更または取消を依頼します。

1. 申込者情報

小売電気事業者名	小売電気事業者コード
担当者	
連絡先電話番号	

2. 変更・取消内容

	申込種別	供給地点特定番号	事業者名	変更内容	【変更前】 異動年月 日	【変更後】 異動年月 日
	電灯・電力					
	電灯・電力					
	電灯・電力					
	電灯・電力					
	電灯・電力					
	電灯・電力					
	電灯・電力					

申込内容一覧照会

検索 検索結果 最新情報に更新

<1~6件表示>/6件中

選択	No.	受付年月日	供給地点特定番号	需要者名	契約形態	申込内容	異動年月日	工程	連絡事項	訂正取消
	4	2016年8月5日	0401111111111111110003	123456789012 345678901234 56789012	電灯 定額	スイッチング開始（新小売電気事業者）	2016年8月15日	処理完了（計器取替未完了）	-	有
	5	2016年8月5日	0405000001632	123456789012 345678901234 56789012	電灯 定額	スイッチング開始（新小売電気事業者）	2016年8月15日	廃止申込み待ち	有	有

書式は弊社ホームページよりダウンロードください。

申込内容一覧照会の「申込番号」を「託送申込番号」にご記載ください。



■ 申込内容の変更・取消依頼書をメールで送付する場合は、以下の点にご注意ください。

<依頼書について>

- ・ 申込内容の変更・取消依頼書は、弊社所定書式のExcel形式で送付ください。
- ・ 申込内容の変更・取消依頼書に16件以上記載する場合は、行を増やしてご使用ください。
可能な限り、複数のファイルでのご依頼は避けていただき1ファイルで送付ください。
- ・ 依頼書はメールに添付のうえ送付ください。
- ・ 対象は弊社管轄エリア（東京）の申込みとなりますので、送付前に確認をお願いいたします。

<依頼書記載内容について>

- ・ スイッチング開始申込みの訂正または取消ご依頼時に、スイッチング廃止の情報は不要です。
- ・ 後続に再点申込みがある廃止の取消をご依頼いただく際は、再点申込みの小売電気事業者さまへ却下理由を説明するため、依頼書の欄外等に取消理由の記載をお願いいたします。
- ・ 31日以上遡る再点日への変更をご依頼いただく際は、先日付（概ね1カ月程度の未来日）で申込みください。また、需要者さまへ通電状態をご確認いただき、通電作業が必要な場合は、別途、弊社ネットワークサービスセンターまでご連絡をお願いいたします。

申込内容の変更・取消依頼書を送付する際の注意事項（2 / 2）



- 申込内容の変更・取消依頼書をメールで送付する場合は、以下の点にご注意ください。

<その他>

- ・ スwitchング支援システムで、訂正または取消ができない場合のみメールでご依頼ください。

スイッチング申込みの以下の工程時は弊社にて取消できないため、小売電気事業者さまにてご対応をお願いいたします。

申込内容一覧照会(低圧)

Q 条件検索

最新情報に更新

選択	No.	受付 年月日	申込番号	供給地点特定番号	需要者名	契約 形態	申込内容	異動 年月日	工 程	連絡 事項	訂正 取消
☒	1	2023年6 月28日				電灯	スイッチン グ開始（新 小売電気事 業者）	2023年 月2日		-	-

Q 条件検索

最新情報に更新

選択	No.	受付 年月日	申込番号	供給地点特定番号	需要者名	契約 形態	申込内容	異動 年月日	工 程	連絡 事項	訂正 取消
☒	1	2023年6 月28日				電灯	スイッチン グ廃止（旧 小売電気事 業者）	2023年7 月1日		-	-

31日以上遡及する再点の申込みについて（1 / 3）



- 申込日から遡った再点日での再点申込みをご希望される場合は、スイッチング支援システムの供給地点設備情報照会画面で、当該供給地点の廃止措置方法が「廃止中（お客さま宅内操作で点灯）」であることをご確認のうえ、申込みください。
なお、「廃止措置方法」の反映には時間がかかる場合もありますのでご承知おきください。
- 31日以上遡及する再点日をご希望される場合は、スイッチング支援システムで仮の再点日（概ね1カ月程度未来の日）で申込みのうえ、「申込内容の変更・取消依頼書」にて再点日の変更の依頼をお願いします。なお、変更後の再点日が、接続供給廃止年月日より遡らないようご注意ください。
- 「廃止措置方法」が「契約中」の場合、申込日が最短の再点日となりますので、遡った再点日での再点申込みは受付できません。

【スイッチング支援システム（供給地点設備情報照会）】

供給地点設備情報照会

電力会社エリア

東京電力パワーグリッド

ユニバーサルサービス

対象外

省略

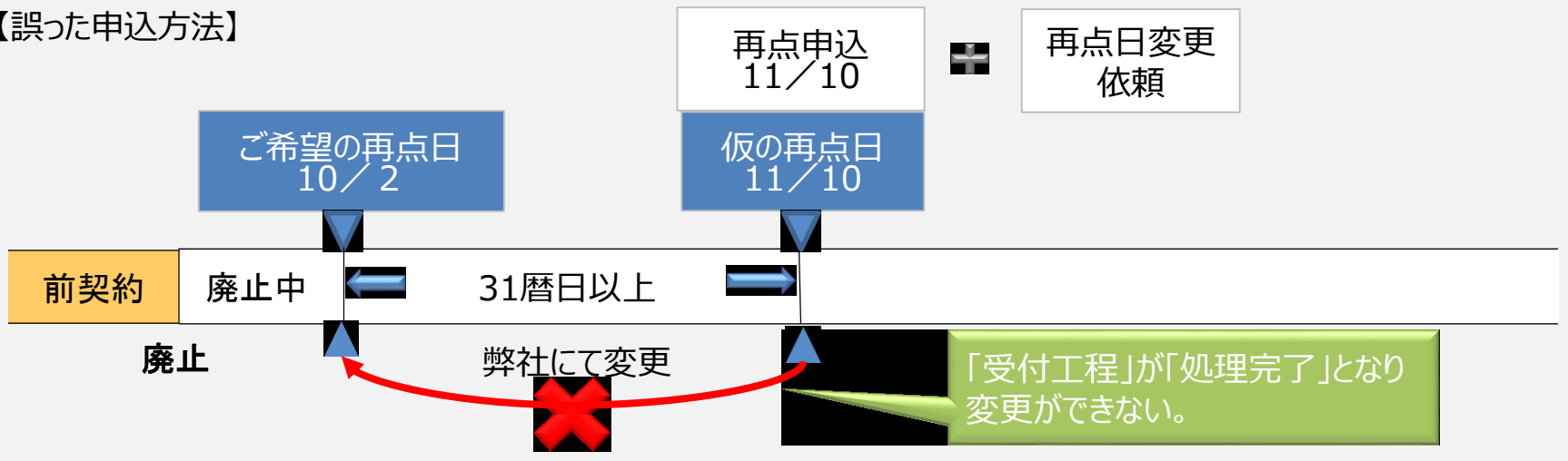
廃止措置方法をご確認のうえ、申込みください。

接続供給廃止年月日より遡らないようご注意ください。

- ### 【正しい申込方法】



【誤った申込方法】



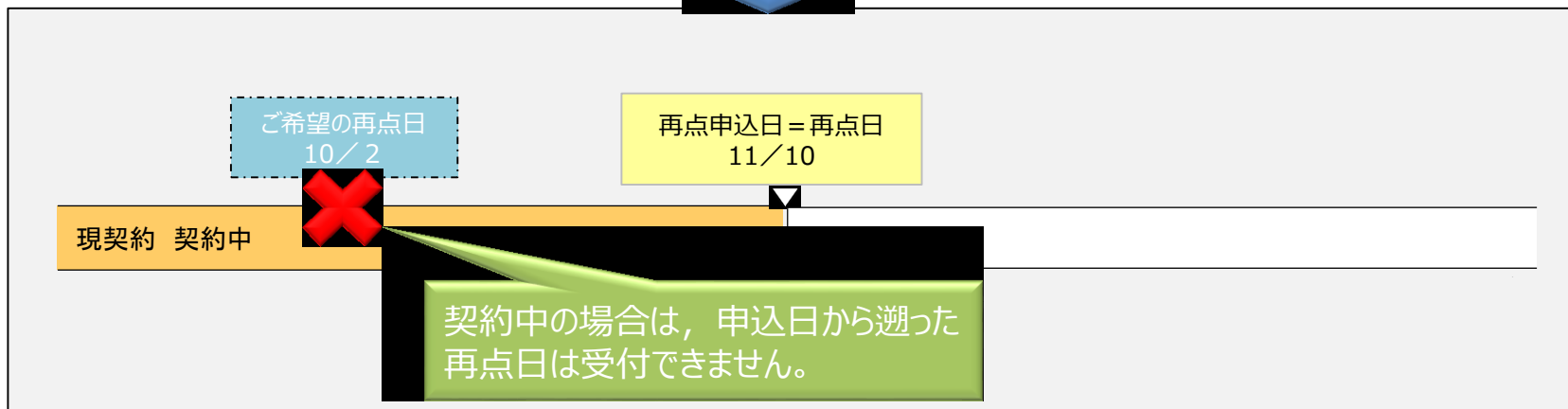
31日以上遡及する再点の申込みについて（3 / 3）



- 「廃止措置方法」が「契約中」の場合、申込日が最短の再点日となります。
申込日から遡った再点日の受付はできませんので、申込日を再点日として申込みください。

【スイッチング支援システム（供給地点設備情報照会）】

供給地点設備情報照会			
電力会社エリア	東京電力パワーグリッド	ユニバーサルサービス	対象外
省略			
		接続供給廃止年月日	





(4) その他

受付時間外に申込みをした場合の電話連絡について



- ネットワークサービスセンター受付時間外にスイッチング支援システムより弊社へ再点・廃止・アンペア変更申込みを行った場合、「受付時間を過ぎているため、電話連絡願います」とメッセージが全数表示されますが、実際に連絡が必要なケースは以下のとおりです。

(1) 再点で連絡が必要なケース

受付時間外にお急ぎで通電作業をご希望の場合

※ お急ぎで通電作業を希望される場合であっても、必ず再点申込みを行ったうえで弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

(2) 廃止（撤去）で連絡が必要な場合

建物の解体工事中等で、緊急で弊社供給設備の撤去作業が必要な場合

- 上記は、スイッチング支援システムでの申込み後、弊社緊急受付センターまでご連絡ください。
→ 緊急受付センター 03-4214-4676
- 上記以外のケースについては、原則としてご連絡は不要です。



以 上